

————— JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

## 株式会社 SMBC 信託銀行の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F)を付与

発行体/借入人 : 株式会社 SMBC 信託銀行  
評価対象 : 株式会社 SMBC 信託銀行  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### <グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

### 第1章: 評価の概要

株式会社 SMBC 信託銀行（SMBC 信託）は、1986年にケミカル信託銀行として設立された信託銀行である。2002年にエス・ジー・信託銀行（ソシエテ・ジェネラルの100%間接子会社）として、日本においてプライベートバンキング業務・資産運用業務を展開、2013年10月に三井住友銀行の100%子会社となり現商号に変更している。SMBCグループにおける信託銀行として、グループ各社との連携により全国に有する幅広い顧客基盤に対して、信託銀行の機能を活用した付加価値の高いサービスの提供を目指している。

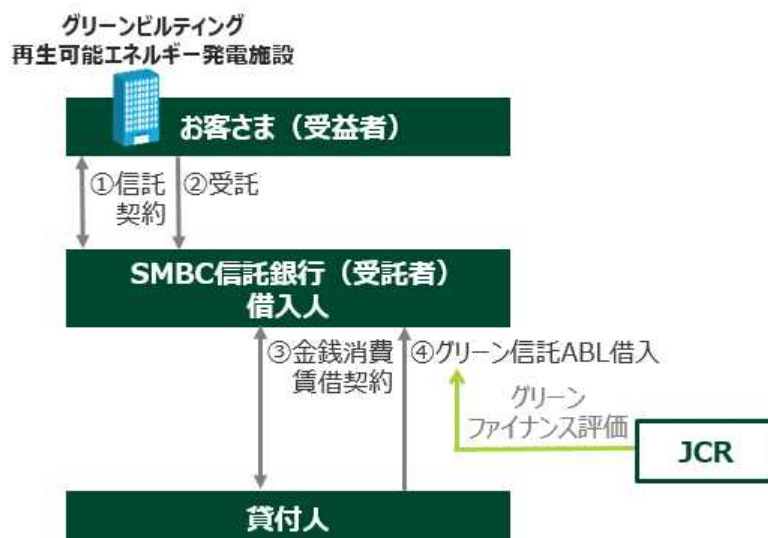
SMBC 信託は、経営理念の一つに「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します。」、経営方針の一つに「最高の信頼と新たな可能性を追求する『SMBCグループの信託銀行』へ」を掲げている。SMBC 信託は、SMBCグループの掲げる「サステナビリティ宣言」に即しながら、SMBCグループの信託銀行として、信託銀行ならではのスタンスでサステナビリティの実現を目指すことにより、社会課題の解決と経営戦略を一体とらえた価値創造に取り組んでいる。

今般の評価対象は、SMBC 信託による、グリーンビルディングおよび再生可能エネルギー発電施設を裏付けとする信託 ABL を対象としたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。SMBC 信託はグリーンビルディングおよび再生可能エネルギー発電施設を受託資産として信託を組成し、当該信託の受益者へ交付する資金を調達するため、信託 ABL を借り受ける。信託 ABL の裏付け資産のグリーン性および信託 ABL にかかるプロセス、資金管理およびレポーティング体制を確認することで、信託 ABL のグリーンローンとしての適合性を確認するものである。JCR は、本フレームワークが「グリーンローン原則<sup>1</sup>」お

<sup>1</sup> LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Market Loan Association)、Loan Syndications and Trading Association Green Loan Principle 2021  
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

よび「グリーンローンガイドライン<sup>2</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、ローンマーケット協会（LMA）、アジア太平洋ローンマーケット協会（APLMA）、ローン・シンジケーション・トレーディング協会（LSTA）および環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであり、法的拘束力をもつ「規制」には該当しない。しかし、当該原則およびガイドラインは現時点において国内外の統一された基準として広く受け入れられているため、JCR はそれらを評価根拠として参照する。

<スキーム図>



本フレームワークにおける適格クライテリアでは、一定以上の水準の環境認証を取得している建物および太陽光をはじめとする再生可能エネルギー発電施設を対象としている。認証の種類および水準から、本フレームワークで対象とする資金使途は環境改善効果を有すると JCR は評価している。

裏付け資産の選定および信託 ABL の実行には適切な部署が関与し決定される。調達した資金は速やかに充当予定であることから、資金管理は適切な統制が図られている。レポーティングについても、適切な主要インパクト指標の開示が予定されている。

これらの結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンローン原則」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン・グリーンローンガイドライン 2022 年版  
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

## 第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンファイナンスの資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1 (F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <資金使途にかかる本フレームワーク>

下記適格クライテリアを満たす物件を受託財産・裏付け資産とする信託内借入 (信託 ABL) を評価の対象とする。

##### 【グリーンビルディング】

以下の第三者認証機関の認証/再認証のいずれかを取得済みもしくは取得予定の物件

- ・ DBJ Green Building 認証/ BELS 評価/CASBEE 認証/LEED 認証のうち、いずれかの上から 3 段階目まで

##### 【再生可能エネルギー発電施設】

以下の条件を満たす施設

- ・ 日本国内に所在する太陽光発電施設およびバイオマス発電施設
- ・ 建設に必要な法令を遵守しており、必要な手続きがすべて行われていること
- ・ バイオマス発電施設については、発電施設の近隣から燃料を調達することが予定されていること

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

#### a. プロジェクトの環境改善効果について

- 資金使途の対象となるプロジェクトとして本フレームワークで掲げられているのは、グリーンビルディングおよび再生可能エネルギー発電施設であり、高い環境改善効果が期待できる。

##### 資金使途 1: グリーンビルディング

資金使途 1 は、予め定められた環境認証の上位 3 区分を取得している不動産の信託の受益者への資金の交付である。資金使途 1 は、「グリーンローン」における「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「エネルギー効率」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「グリーンビルディングに関する事業<sup>3)</sup>」および「省エネルギーに関する事業」に該当する。

##### DBJ Green Building 認証

<sup>3)</sup> 「省エネルギー性能だけでなく、水使用量、廃棄物管理等の考慮事項に幅広く対応しているグリーンビルディングについて、国内基準に適合又は CASBEE 認証、LEED 認証等の環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得してその新築又は改修を行う事業」とされている。

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の3つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRは本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国または国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている<sup>4</sup>。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10%（5つ星）、上位 30%（4つ星）、上位 60%（3つ星）の集合体を対象としている。したがって、JCRはSMBC信託の資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

## BELS

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能および一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI（Building Energy Index）によって1つから5つにランク分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1つ星は既存の省エネ基準（一次エネルギー消費量基準 1.1 以下）、2つ星は省エネ基準（一次エネルギー消費量基準が 1.0 以下）、3つ星は誘導基準（一次エネルギー消費量基準が 0.8（非住宅用途）/0.9（住宅用途）以下）を満たしている。

SMBC 信託が適格とした BELS における 3つ星以上の建物は、誘導基準以上の省エネ性能（非住宅：BEI 値 0.8 以下）を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

## CASBEE

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

<sup>4</sup> 「DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について」（2019年2月 DBJ Green Building 認証ウェブサイト）

評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。CASBEE-建築では、建築物の環境品質（Quality）を建築物の環境負荷（Load）で除した環境性能効率（BEE: Built Environmental Efficiency）で表す。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般 SMBC 信託が適格クライテリアとして定めた B+以上は、CASBEE-建築（新築、既存、改修）においては BEE が 1.5 以上の建築物であり、環境負荷に対して品質のほうが明確に勝っている物件を対象としていること、CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件が対象となっている。従って、環境改善効果を有すると JCR では評価している。

## LEED

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発および運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。2021 年現在、160 以上の国または地域で認証を受けた建物が存在する。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字を採ったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。

認証の種類には、BD+C（建築設計および建設）、ID+C（インテリア設計および建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）の 5 種類がある。

認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。したがって SMBC 信託が適格クライテリアとして定めた Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

2021 年 10 月に発表された第 6 次エネルギー基本計画において、「気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という二つの大きな視点を踏まえて策定する」ことが掲げられた。2020 年 10 月に発表された、「2050 年カーボンニュートラル」を目指す宣言および 2021 年 4 月に発表された 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標として 2013 年度比 46%減を目指すために、S（安全性（Safety））+3E（エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給、環境への適合（Environment））の原則を前提としてあらゆる技術を利用していくことが示されている。同計画は再生可能エネルギーについて、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源としており、S+3E を前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すと記載している。再生可能エネルギーが日本のエネルギー政策において果たす役割は、ますます大きなものとなっている。

これより、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされていると JCR では評価している。

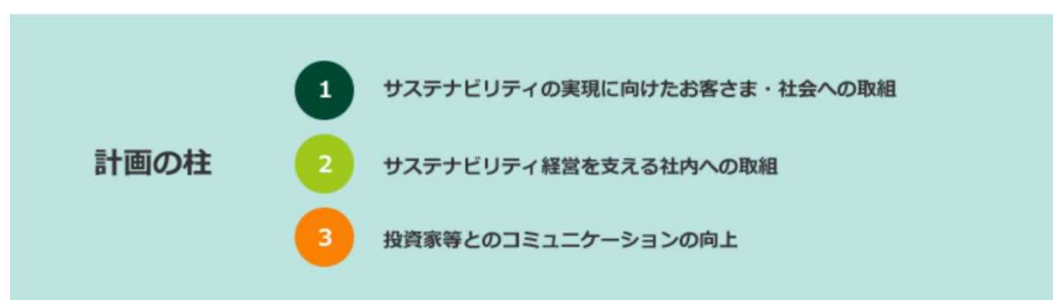


## 資金使途 2: 再生可能エネルギー

資金使途 2 は、太陽光発電施設およびバイオマス発電施設等の再生可能エネルギー発電施設の信託の受益者への資金の交付である。資金使途 2 は、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

SMBC 信託が所属する SMBC グループでは、2030 年までの 10 年間の計画である「SMBC Group GREEN × GLOBE 2030」において、3 つの計画の柱を掲げ、それぞれの柱の実現を支える 10 年間の KPI を定めている。

図 1 : 「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」における 3 つの計画の柱



(出典：三井住友フィナンシャルグループ ウェブサイト)

SMBC グループは、①サステナビリティの実現に向けたお客さま・社会への取組における KPI の一つとして、2020 年度から 2029 年度のグリーンファイナンスおよびサステナビリティに資するファイナンス実行額 30 兆円（うちグリーンファイナンス 20 兆円）を挙げている。三井住友銀行は、SMBC 信託により提供される信託機能を活用して、再生可能エネルギー発電施設を有する顧客への融資を行うことがある。具体的には、顧客の有する再生可能エネルギー発電施設を SMBC 信託に信託してもらい一方で、SMBC 信託が設定した当該信託に対して ABL を実行することで、間接的に顧客に資金を提供するという仕組みである。本フレームワークを用いることにより、当該資金提供がグリーンローンとして実行されることになり、SMBC グループが掲げるグリーンファイナンスの実行額に寄与することとなる。

2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画によると、2050 年の「カーボンニュートラル宣言」、2030 年度の CO<sub>2</sub> 排出量 46%削減、更に 50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーの分野においては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減 (S+3E) を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。

図 2 : 2030 年度におけるエネルギー需給

		(2019年度 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
<b>省エネ</b>		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	<b>6,200万kl</b>
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
<b>電源構成</b>  発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	<b>再エネ</b>	(18% ⇒ 22~24%)	<b>36~38%*</b>
	<b>水素・アンモニア</b>	(0% ⇒ 0%)	<b>1%</b>
	<b>原子力</b>	(6% ⇒ 20~22%)	<b>20~22%</b>
	<b>LNG</b>	(37% ⇒ 27%)	<b>20%</b>
	<b>石炭</b>	(32% ⇒ 26%)	<b>19%</b>
	<b>石油等</b>	(7% ⇒ 3%)	<b>2%</b>
			(再エネの内訳) 太陽光 14~16% 風力 5% 地熱 1% 水力 11% バイオマス 5%

(出典：資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画の概要」)

同計画において、再生可能エネルギーは 2030 年度の主力電源として位置付けられており、再生可能エネルギーの中で太陽光発電およびバイオマス発電は重要な地位を占めることが見込まれている。

以上より、JCR は、本フレームワークの資金使途が高い環境改善効果を有すると評価している。

## b. 環境に対する負の影響について

SMBC 信託は、グリーンビルディングにおけるリスク要因として土壌汚染および PCB 廃棄物の有無、再生可能エネルギー発電施設におけるリスク要因として過度な森林伐採、周辺住民からの反対等を想定している。これら想定し得るリスクに対して SMBC 信託では、グリーンビルディングおよび再生可能エネルギー発電施設いずれも不動産信託として審査を行い、リスクの特定や管理を行う。具体的には、不動産信託に関する社内規程に即して、リスクの特定および蓋然性について検討が行われ、問題がないと判断された案件のみが信託 ABL の裏付け資産として信託の受け入れが可能となる。

以上より、JCR は SMBC 信託のリスクに対する手当てが適切であると評価している。

## c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



## 目標 8：働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.4** 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



## 目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.1** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。



## 目標 11：住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

**ターゲット 11.6** 2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



## 目標 12：つくる責任、つかう責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



## 第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

#### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

##### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に貸付人等に開示されているか否かについて確認する。

##### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

###### a. 目標

SMBC信託は、所属するSMBCグループの「サステナビリティ宣言」を参照し、サステナビリティにかかる取り組みを進めている。SMBCグループでは現在、社会が大きな課題に直面し、持続的かつ強靱な社会への移行のために、早急かつ大胆な行動と社会の変革が求められていると認識しており、そのためにステークホルダーと協力しながら、社会を変革する必要があると考えている。SMBCグループは、「サステナビリティ」を「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を創り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定義し「環境」「コミュニティ」「次世代」を重要課題としてサステナビリティの実現を目指すこととしている。

また、SMBCグループは「SMBCグループサステナビリティ宣言」に基づく2030年までの10年間の計画として「SMBC Group GREEN × GLOBE 2030」を策定しており、既述したグリーンファナンスの実行額をはじめとするKPIを複数掲げている。

図3:「SMBC Group GREEN × GLOBE 2030」におけるKPI

計画の柱	10年間のKPI
サステナビリティの実現に向けたお客さま・社会への取組	● 2020年度から2029年度のグリーンファイナンス及びサステナビリティに資するファイナンス <sup>*1</sup> 実行額30兆円(うちグリーンファイナンス20兆円)
	● 2020年度から2029年度の金融経済教育等への参加者数150万人
	● 最低年1回、社会貢献活動等に関する社会的インパクト評価を実施し結果を公表する
サステナビリティ経営を支える社内の取組	● 担当者、お客さまのSDGs等に関する認知度や社会課題の解決に関する対話の実行状況をアンケートで計測する
	● SMBCグループが排出する温室効果ガス(GHG) <sup>*2</sup> を2030年において実質ゼロ <sup>*3</sup> にする

<sup>\*1</sup> 企業のトランジションを資金使途とするファイナンスや社会事業を資金使途とするファイナンスを含む

<sup>\*2</sup> Scope1及びScope2

<sup>\*3</sup> 事業活動で使用する電力について、非化石証書活用による再生可能エネルギー由来電力への切替等の施策により、GHG排出量を削減することを基本とする。削減しきれない排出量については、クレジットの購入等によりオフセットすることで、正味の排出量をゼロにする。

(出典：三井住友フィナンシャルグループ ウェブサイト)

本フレームワークによって、SMBC 信託が信託 ABL を実行することにより、SMBC グループのサステナビリティ宣言における重要課題である環境に資する取り組みに寄与する。以上より、JCR では本フレームワークによるグリーンファイナンスの資金使途が、SMBC 信託の上記目標の実現に貢献するものであると評価している。

## b. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

## c. プロセス

### <プロセスにかかるフレームワーク>

- **選定**：不動産信託部で本件の対象となる「グリーンビルディングまたは再生可能エネルギー発電施設を対象とする信託 ABL の受託案件」を選定する。
- **審査**：不動産審査部が本フレームワークの 1. 調達資金の使途に記載の適格クライテリアへの適合を確認する。
- **決定**：SMBC 信託内の信託 ABL の実行プロセスに則り決定する。

### <本フレームワークに対する JCR の評価>

信託 ABL の裏付けとなるプロジェクトは、不動産信託の専門部署によりグリーン性が確認された上で選定される。信託 ABL の実行についても、不動産信託の専門部署を起案者、最終承認者をホールセール部門担当役員とする稟議によって決定される。SMBC 信託の経営陣が適切に関与していることにより、JCR は本フレームワークにおけるプロセスは適切であると評価した。

なお、上述の選定基準、プロセスは貸付人向けの説明資料および本評価レポートによって開示されることが想定されており、貸付人に対する透明性が確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理にかかる本フレームワーク>

下記の通りの資金管理とする。

- ① 本フレームワークの 1. 調達資金の用途で記載した適格クライテリアを満たす物件を対象とした信託 ABL とし、その旨を金銭消費貸借契約書などで明確に定める。
- ② SMBC 信託による受益者への信託の財産状況報告を年に 1 回以上実施する。
- ③ 信託 ABL の期間中、「グリーンビルディング又は再生可能エネルギー発電施設」が裏付け資産として存在していることが必要となる（通常は売却時や信託解除時の信託 ABL の返済が定められているため、裏付け資産がない状態で信託 ABL だけが継続することはない。）
- ④ 金銭消費貸借契約書の原本の保存状況を確認する（通常は信託 ABL の借入人となる SMBC 信託で原本を保存）。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークを参照して実行される信託 ABL により調達された資金は、即日裏付けとなるグリーンビルディングまたは再生可能エネルギー発電施設の信託にかかる資金交付のために充当される。信託における追跡管理は不動産信託部が専用のシステムを用いて行うこととなっており、入出金の際には不動産信託部長等による承認プロセスが確立されている。信託 ABL を含む不動産信託業務は SMBC 信託の内部監査の対象になっている他、貸付人に対して年に 1 回以上信託財産の状況報告を行うことにより適切に統制が働く仕組みが構築されている。信託 ABL に関して作成された書類は、当該信託 ABL の返済まで破棄されないことが SMBC 信託の規程により定められており、書類管理も適切に行われる。

信託 ABL の裏付けとなるグリーンビルディングまたは再生可能エネルギー発電施設が何等かの理由により資金用途の対象から外れる場合、SMBC 信託はグリーンローンの認定を取り消し、通常のローンとして取り扱うことを予定している。ただし、SMBC 信託ではこのような取り消しを極力避けるため、受益者等と対話・協議することによりグリーン性の維持を目指すこととしている。

以上より JCR では資金管理について適切であると評価している。

### 3. レポートニング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンファイナンスの実施前後の貸付人等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <レポートニングにかかるフレームワーク>

- **資金の充当状況について**：SMBC 信託のウェブサイトにて、以下の内容を年 1 回以上開示
  - ・ 個別案件ごとの適格クライテリアに合致するプロジェクトへの調達資金の充当割合。
- **環境改善効果について**：グリーンファイナンスの残高が存在する限り、業務上可能な範囲で下記項目を SMBC 信託のウェブサイトにて年 1 回以上開示
  - ・ 各グリーン適格資産の物件名称、グリーンビルディング認証種別、評価及び認証取得（更新）日
  - ・ 再生可能エネルギー発電施設の物件名称、発電量、CO<sub>2</sub>排出削減量

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

#### a. 資金の充当状況に係るレポートニング

SMBC 信託は、信託 ABL の資金管理の状況をウェブサイト上で開示することとしている。また、信託 ABL の裏付け資産等に大きな状況の変化があった場合、貸付人に対して直接連絡することとしている。

#### b. 環境改善効果に係るレポートニング

SMBC 信託は、グリーンビルディングおよび再生可能エネルギー発電施設それぞれに対して、インパクトレポートニング項目を定め、年 1 回以上ウェブサイト上で開示することとしている。これらの開示項目には、発電量・CO<sub>2</sub>排出削減量の定量的指標が含まれている。

JCR では、上記資金の充当状況および環境改善効果のレポートニングともに、貸付人等に対して適切に開示される計画であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

SMBC 信託は、経営理念の一つに「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します。」、経営方針の一つに「最高の信頼と新たな可能性を追求する『SMBC グループの信託銀行』へ」を掲げている。SMBC 信託は、SMBC グループの掲げる「サステナビリティ宣言」に即しながら、SMBC グループの信託銀行として、信託銀行ならではのスタンスでサステナビリティの実現を目指すことにより、社会課題の解決と経営戦略を一体とらえた価値創造に取り組んでいる。

本フレームワークでも資金使途の対象となっている再生可能エネルギーに関するビジネスとして、SMBC 信託では、太陽光発電設備および敷地の使用権（所有権、賃借権または地上権）を受託し、信託財産を管理するとともに信託受託者として売電により得た収入を原資に受益者への配当を行う等のサービスを提供している。また、不動産に関する業務としては、三井住友銀行と協働した「サステナブルバリューアップファンド」がある。本ファンドは、築年数が経過した不動産を中心に投資を行い、改修を行うことで省エネを実現し、投資不動産の価値向上および環境負荷の低減に貢献することを目指している。また、環境面のみならず社会課題の解決に貢献し得るファンドの組成実績として、三井住友銀行と協働し、社会的課題の解決を目的とした官民連携スキームである「ソーシャル・インパクト・ボンド」も運営している。このように、SMBC 信託では、環境負荷の低減もしくは社会課題の解決に向けて、信託の機能を有効活用し、資金供給を絡めたサービスの提供により取り組みを推進している。

本フレームワークが想定する貸付人は、三井住友銀行の他に金融機関、ノンバンク等が挙げられる。SMBC 信託では、本フレームワークを策定し、グリーンローンとしての信託 ABL を受けることによって、グリーンファイナンスを提供する機会を増やすことで、貸付人の意識の醸成、もしくは投資ニーズの実現に寄与することも目指している。

SMBC 信託では、経営企画部が上記をはじめとするサステナビリティに係る取り組みを所管している。SMBC 信託にサステナビリティを専門的に扱う合議体はないものの、SMBC グループ内のサステナビリティ推進委員会により決定された事項について共有を受けることで、サステナビリティに係る知見を蓄え、かつ自社の取り組みの方向性を考えるための情報を享受している。三井住友銀行や三井住友フィナンシャルグループにおいて専門的知見を有している部署および担当者とは情報交換をする機会があるため、社外の専門家として活用している。

JCR では、これらの組織の環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けていると評価している。



## ■評価結果

本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンローン原則」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・新井 真太郎

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

**JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：**グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル